

平成27年第2回教育委員会定例会議事録

平成27年1月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成27年 1 月 28 日 (水) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 06 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 折井 麻美子

教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 井口 順司 学校教育部長 和久井 義久

生涯学習スポーツ担当部長 井山 利秋 中央図書館長 渡辺 均

庶務課長 岡本 勝実 教育人事企画課長 筒井 鉄也

学務課長 植田 敏郎 特別支援課長 塩畑 まどか

学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美

生涯学習推進課長 濱 美奈子 スポーツ振興課長 人見 吉也

済美教育センター所長 白石 高士 済美教育センター統括指導主事 平崎 一美

済美教育センター統括指導主事 大島 晃 済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘

特命事項担当副参事 高沢 正則

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 3 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 1 号 杉並区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例
- 議案第 4 号 杉並区立子供園条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 平成 26 年度杉並区一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 6 号 平成 27 年度杉並区一般会計予算

(報告事項)

- (1) 郷土博物館常設展示のリニューアルと特別休館について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 都立学校体育施設開放事業に関する協定について

目 次

報告事項

- (1) 郷土博物館常設展示のリニューアルと特別休館について・・・4
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・6
- (3) 都立学校体育施設開放事業に関する協定について・・・8

議案

- 議案第1号 杉並区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例・・・12
- 議案第2号 杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する条例・・・14
- 議案第3号 杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例・・・15
- 議案第4号 杉並区立子供園条例の一部を改正する条例・・・18
- 議案第5号 平成26年度杉並区一般会計補正予算(第5号)・・・20
- 議案第6号 平成27年度杉並区一般会計予算・・・21

委員長 こんにちは。1月も、もう最後の方になりました。インフルエンザ等がかなりまだ流行っているというような話ですけれども、ちょっと暗い感じのニュースが続いている中なのですけれども、今、多分やっていると思いますが、錦織君が本当に力を発揮して、また、素晴らしい夢のあるニュースを送ってもらえればなというふうに期待をしているところですけれども。

それでは、ただいまから平成27年第2回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は伊井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事日程につきましては、ご案内のとおり、議案が6件、報告事項が3件となっております。

なお、日程第1 議案第1号から日程第6 議案第6号までの議案は、平成27年第1回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条に基づき、これらの議案の審議を非公開としたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは、異議がないようですので、日程第1 議案第1号から日程第6 議案第6号までにつきましては、会議を非公開とし、報告事項の聴取の後に審議することといたします。

それでは、日程第7 報告事項の聴取を行います。

はじめに「郷土博物館常設展示のリニューアルと特別休館について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは、「郷土博物館常設展示のリニューアルと特別休館について」報告いたします。杉並区立郷土博物館の常設展示につきましては、平成元年に開館して以来、更新を実施していなかったために、「杉並区教育ビジョン2012推進計画」に基づき、平成25～26年度の2年間で、現在、リニューアル作業を段階的に進めているところがございます。この度、最終的な工事等を実施することとし、そのために郷土博物館の特別休館を行います。

まず、「1 常設展示の変更内容等」でございます。

(1) 平成25年度に実施した工事内容。こちらは展示内容等の適宜変更を可能とするために、展示パネルが可動できる特殊な壁面にするための工事を実施いたしました。今、パネルは固定式ですけれども、壁面を特殊な壁面にすることにより、適宜、パネルを可動できるようにいたしました。

次に、(2) 特別休館により実施する工事・変更内容等でございます。まず、常設展示室の入口付近に「最新資料コーナー」を新設し、適宜、入れ替えができるようにいたします。次に、電子機器が老朽化した大型展示物等を撤去いたしまして、新しく展示ステージと展示ケースを増設いたします。次に、現在の展示内容を見直しまして、展示物の入れ替え等を行います。なお、入れ替えにあたりましては、近現代の展示資料等を増設いたします。現在は、昭和29年の原水爆禁止運動で終わっているため、それ以降のゴミ戦争、公害、現在の写真などについても増設いたします。最後に展示物の解説パネルを新たに作成しまして、壁面に取り付けをいたします。現在、郷土博物館の解説パネルは、設置当時のご自身で考えていただくためということで、あまり詳しい解説はしていませんが、最近は詳しい解説を求める方も多いので、それに応じたパネルに作成をし直します。

「2 特別休館の期間」。平成27年3月3日(火)～3月27日(金)の25日間、休館いたします。

「3 その他」。3月28日(土)を新しい常設展示の公開日といたします。

なお、郷土博物館特別休館につきましては告示をするとともに、広報すぎなみ等で周知をいたします。

次に、常設展示のリニューアルにあわせまして、もう1つの特別展示室で「(仮称)人とつながる～学芸員お勧めの収蔵資料展」として、通常は公開していない郷土博物館の所蔵品の一部を展示いたします。例としては、郷土博物館が所蔵している豊国、広重などが描く杉並区の風景の浮世絵であるとか、二・二六事件の現場にあった渡邊錠太郎関係資料等がございます。なお、現在、「荻外荘」の資料も、数点、まちづくり推進課より預かっています。それも公開をする予定でございます。

私からは以上になります。

委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

折井委員 「1 常設展示の変更内容等」の(2)に記載がある展示ステージというものを増設するとあるのですが、これは何かイベントを行うステージなのでしょうか。

生涯学習推進課長 展示ステージというのは、展示ケースではなくて、展示台のようなものをつくりまして、その上に展示を掲げられる、小さいステージというより、台というようなものです。

折井委員 ありがとうございます。わかりました。

委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

對馬委員 郷土博物館のメインの展示の部分についてのリニューアルということで、外の部分などは全く変えないというふうに考えてよろしいでしょうか。

生涯学習推進課長 はい。そのとおりでございます。

對馬委員 多分、この時期なら大丈夫だと思いますが、小学校などで昔の資料を見に来たりとか、貸し出したりとかしていることがあると思いますが、そういうものには全くこのリニューアルまでの準備期間に特に影響はないということ。

生涯学習推進課長 この期間につきましては、既に小学校の見学の申し込みがないことを確認しておりますし、今後、学校にも閉館の通知をすると同時に、申し込みがあった場合は、特別休館についてお伝えして、また後日というお願いをすることになるかと考えております。

委員長 よろしいですか。ほかにはいいですか。

それでは、特にご意見等はありません。ぜひ、素晴らしいリニューアルを期待したいなと思います。

これにつきましては、以上で終わりにしたいと思います。

それでは続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を引き続き、生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私から引き続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告させていただきます。

平成26年12月分となります。資料をご覧ください。

12月合計で全部で29件ございました。内訳としましては、定例のもの

が23件、新規のものが6件となっております。共催、後援の内訳は共催が5件、後援が24件です。なお、累計につきましては、記載のとおりとなっております。

平成26年12月分は、生涯学習推進課で新規が3件、庶務課で1件、学校支援課で2件ございましたので、そちらについてご報告いたします。

ページを1ページおめくりください。まず、生涯学習推進課に新規が2件ございます。

1件目は後援、団体名はNPO法人リトルネロ・ファクトリー、事業名は「おやこのテラコヤ」、開催期間は平成27年1月11日から平成27年3月21日となっております。

2件目の新規も後援です。こちらの団体名は日月堂、事業名は「なるほど・ザ・カンフー」、開催期間は平成27年3月20日から平成27年3月21日の2日間です。

続きまして、同じページの一番下に社会教育センター分の新規がございます。こちらも後援です。団体名は、こどもの本のつどいinいおぎ、事業名は「鈴木まもるさん講演会『絵本と鳥の巣の不思議』」、開催は平成27年2月28日となっております。

4ページ目をご覧ください。庶務課の新規がございます。こちらも後援となっております。団体名は第47回全国保育団体合同研究集会実行委員会、事業名は「第47回全国保育団体合同研究集会」、開催期間は平成27年8月1日から平成27年8月3日となっております。

ページをもう1ページおめくりいただいて、5ページをご覧ください。学校支援課の新規がもう1件ございます。こちらも名義形態は後援です。団体名は教育応援プロジェクト「教育CSRシンポジウム」実行委員会、事業名は「教育CSRシンポジウム2014」、開催期間は平成26年12月21日でございます。以上になります。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

伊井委員 詳しく拝見していると、杉並区の中のいろいろな場所で、いろいろな方々が取組をされていることで、大変、活発に活動されているなと感動しているところでございます。1ページ目の新規のところの「おやこのテラコヤ」というのはどのような内容か、伺ってもよろしいでし

ようか。

生涯学習推進課長 こちらは日常的には学ぶ機会の少ない体験学習の機会を提供し、地域コミュニティの強化と世代間交流の促進を目的に、美術家、音楽家など学識経験者とか専門技能を有する講師と、あとは地元商店街の店主などを講師に迎えて、地域の子どもたちに、いろいろな体験型の講座を提供するというような内容のものです。対象者は、3歳から15歳程度の子ども90人くらいを予定しているというような内容になってございます。

伊井委員 ありがとうございます。90人が対象ということは、何回か、シリーズでなさるといふ感じですか。

生涯学習推進課長 延べ90人ですので、15人を対象に6回実施をするというような事業計画でいただいております。

伊井委員 何か、人数的にも少し濃い体験ができるのかなと、すごく期待ができるところがあるなと思いました。ありがとうございました。

委員長 よろしいですか。他には。

それでは、他には特にご意見等はありませんので、この件につきましては以上にしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは次に、「都立学校体育施設開放事業に関する協定について」の説明をスポーツ振興課長からお願いいたします。

スポーツ振興課長 都立学校体育施設開放事業に関する協定ということで、杉並区内の都立学校の体育施設を杉並区民のスポーツ活動に開放していただくといったところで、平成27年1月14日に井出教育長と東京都の比留間教育長との間で協定を取り交わしたものでございます。

まず、都立西高等学校と都立豊多摩高等学校なのですけれども、1枚目の資料の3番、「開放対象学校」といったところで、都立西高等学校については体育館と剣道場と柔道場、都立豊多摩高等学校につきましては、第1アリーナと第2アリーナとあります。第1アリーナは、どちらかというと卓球、剣道など、第2アリーナの方はバレーボール、バスケットなど、かなり広いところになっております。

2枚目、3枚目をちょっとご覧いただきたいのでございますが、今回都立学校体育施設を杉並区民のスポーツ活動に開放する事業を実施するに当たりまして、協定書を取り交わしてございます。協定書の中身は、利用するに当たってのお互いの役割分担などを確認するということで記

載してございます。

続きまして、一番最後のA3の資料でもって詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、スケジュールでございますけれども、この4月に検討が始まりました、その右側、1月のところで協定締結となっております。現在はそれぞれの学校ごとに、種目ですとか、体育施設に応じた細かい内容を記載するというところで、2月の確認書締結に向けて、今、準備を進めているところでございます。実際の開始はその下でございますが、平成27年4月から順次、開放していくといったところを考えてございます。

その下でございますが、「開放対象等」の「開放日時」、これは2校ともにクラブ活動も大変、盛んな学校でございますので、原則として、土曜日、日曜日の夜間、午後6時から午後9時といった、学校のクラブ活動、授業などに支障のない範囲で貸し出しを決定していただいたものを私たち区の方で利用するということになります。

続きまして、右側のところの「開放の概要」でございますけれども、東京都教育委員会と杉並区教育委員会で協定締結といったところで、その右下でございますが、今後は、都立学校と細かいところの詳細を詰めるというところで、実際に都立学校の開放事業というシステムそのものは既にご覧いただけますので、それに乗っかって、今回の開放を行うということで、都の施設を使うに当たっての光熱水費の金額ですとか、そういったものは都側の規定に基づいてお支払いをするといったところです。あとは、区民が利用するに当たって何かトラブルなどが起きたときには、区が対応するというようなことになっております。

杉並区における事業案でございますけれども、あくまでも「小・中学生を中心としたスポーツ振興事業」であり、オリンピックを見据えまして、ジュニアのスポーツ参加を活発化するといったところが主な目的となっております。そのため、私どもから杉並区スポーツ振興財団にこの事業を委託して、それで、スポーツ振興財団がその傘下にあります体育協会の加盟団体、すなわちバレーボール協会ですとか、バドミントン協会、そういったところで、ジュニアの育成を大変、熱心に行っているところをお願いをして、その活動を実施していただくということになります。学校側といたしましても、まるっきりわからない人が出入りをするといったことには相当強く不安を抱いておりますので、顔のわかる団体と

ということで、体育協会の加盟の団体で顔と名前がある程度、一致するといった方々に活動の場ということで、実際にジュニアの指導をしていただくということになります。当面の種目として、これは財団で今、検討中でございますけれども、バレーボール、バドミントン、剣道、柔道などを想定しておりますけれども、それは順次、広げていくといったところで、今後の実績など、信頼関係に基づいて広がりがあるといったことで考えております。

今回は区教委が協定を結んで、それをスポーツ振興財団が行うということで、両方の校長先生もそうであればと、門戸を開いてくださり、区内でも初めての試みということで、産経新聞と都政新報にも掲載されたところがございます。今後は、あくまでも、初めての取組なのでございますけれども、オリンピックを見据えて、子どもたちのスポーツ参加で盛り上げていくといったところで、あくまでもジュニアの指導といったところで行っていく予定ですので、大人の方々への利用ですとか公開抽選だとかということでは当面は考えておりません。

私からの報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

對馬委員 東京オリンピックを見据えてということですが、これはオリンピック、2020年までの事業というふうに考えていらっしゃるということでしょうか。

スポーツ振興課長 それ以降もずっと続けられるように、信頼関係をさらに築いていきたいと思っております。

對馬委員 それと、とりあえず、モデルケースとして、都立西高等学校と都立豊多摩高等学校ということですが、これは広げていく可能性もあるのでしょうか。ほかの高校などにも連携することが。

スポーツ振興課長 可能性としてはございます。ただ、当面として、あくまでもオリンピックを目指して、この2校でスタートしようというのが両者の話のスタートですので、すぐに広がるといったことは、ちょっと難しいかもしれませんけれども。

委員長 ほかにいかがでしょうか。特によろしいですか。どうぞ。

折井委員 高校生が普段、勉強しているところに行って、もしくは、例え

ば専用の弓道場ですとかで練習ができるというようなことは、本当に小学生・中学生にとっても大きな素晴らしい経験になると思うので、この事業が最初は安全な範囲で、かなり確実なところで信頼関係を築くことがまず第一だと思うのですけれども、今の段階ですと、いわゆる高校の部活がない午後6時から午後9時ということで、中学生と高校生は別ということで、重なることがないのかなというふうに思ったのですけれども、先日の中学校PTA協議会の保護者の方との懇談の時にもお話が出たのですけれども、小学生については、中学生がお兄さん、お姉さんで、小中連携でよく会ったりすると。そのため、もし、中学生にも、高校生とのつながりができたら、自分より年長者のいろいろな技術ですとか、もしくは、個々のあり方だとか、いろいろなお手本としての姿を見せてもらえるのではないかとお話があったのですけれども、これは本当にいい機会になるのかなというふうに思いますので、最初は無理だとしても、信頼関係が築かれるに従って、少し高校生との交流もできたら、とても良いかなというふうに思いました。

スポーツ振興課長 現在、包括協定の中で、教育部門の方でのそういうつながりというのは徐々に広がりつつあると思いますので、スポーツの方もそういったことで関連が深まっていくことは期待しております。

委員長 ほかによろしいですか。

伊井委員 今の折井委員の話につけ加えてですけれども、今後、このような活用の方法というか、どういうふう to 実施されているかも、ぜひ、こんなふう to 今、進んでおりますということで教えていただけたら、また子どもたちへの展開も見えるのでありがたいと思います。よろしく願いいたします。

スポーツ振興課長 そのようにさせていただきます。

委員長 よろしいですか。

都立高校も、本当に、よく、こういう形まで進んだなというふうに思っ、て、すごく嬉しいなと思います。ぜひ、いい成果が挙げられるようにしてほしいなと思います。

特にほかにご意見等はありませんので、この件につきましては、以上にしたいと思います。ありがとうございました。

報告事項につきましては、以上で終わりになります。それでは冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議を行わせていただ

きます。

その前に、庶務課長から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

庶務課長 次回の日程でございますが、次回2月の第1回目の定例会につきましては、議会の日程等によりまして、委員長にご相談した結果、日程を変更させていただくこととなりました。次回の定例会は、2月18日（水）午前10時からを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、次回の定例会につきましては、2月18日（水）の午前10時からということで、ご予約をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次回の定例会は2月18日（水）10時からということですので、この件につきましては再度、重ねて申し上げたいと思います。

それでは、傍聴の皆様、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは引き続き、議案の審議を進めます。

日程第1 議案第1号 「杉並区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第1号につきましてご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付いたしました参考資料をご覧くださいませでしょうか。A4の横のものです。

今般、この教育委員会制度改革について言われておりますが、まず、この教育委員会制度改革の大きな変更点を資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、ポイントの1番目、教育長に関してなのですが、教育委員長と教育長を一本化した新しい「教育長」が設置されることとなります。これまで、教育委員会では教育長は教育委員の1人となっておりますが新しい制度の下では、教育委員と「教育長」で教育委員会を構成することとなります。

2番目、「教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」ということでございます。教育委員会については、これまで委員から教育委員会の開催を求めるといふふうには法律ではなっていないのですが、改正法の中では教育委員の定数3分の1以上からの請求で教育委員会の招集を求めることができるようになってございます。

それから3番目、「すべての地方公共団体に『総合教育会議』を設置」

することとなります。これは首長が、杉並区でいいますと、区長が設置することとなって区長が主催する会議ですが、総合教育会議の構成員としては、区長と教育委員、そして教育長で構成するものとなります。

最後ですが、「教育に関する『大綱』を首長が策定」することとなります。教育に関する大綱ですが、この「大綱」の策定に当たっては教育委員会と十分に協議調整の上、策定することとなっております。

教育委員会制度の大きな変更点につきましては、以上でございます。

こちらにつきましては、平成26年6月に教育の政治的中立性並びに継続性及び安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築及び地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正し、本年4月1日に施行を予定しているところでございます。

この法改正によりまして、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」は地方公共団体の長が議会の同意を得て直接任命する常勤の特別職とされたため、その給料の額を杉並区特別職報酬等審議会の審議の対象に加えることといたしました。また、これに併せまして、常勤の特別職である監査委員の給料の額につきましても審議の対象に加えることといたしました。これらのことに伴いまして、杉並区特別職報酬等審議会の審議の対象に教育長の給料の額を加える必要があるため、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

それでは、改正の内容をご説明いたします。議案の最後から3枚目に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。第1条におきまして、杉並区特別職報酬等審議会の審議の対象に教育長及び常勤の監査委員を加えるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、特にご意見等ありませんので、議案第1号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 では、異議がございませんので、議案第1号につきましては原案のとおり可決いたします。

それでは続きまして、日程第2 議案第2号 「杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

先ほど、議案第1号でご説明いたしましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、従来の委員長と教育長を一本化した新「教育長」は特別職の身分を有するとともに、教育委員会は「教育長」及び委員により、構成することとされたところでございます。このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。なお、条例案は関連する10件の条例につきまして、条建てで改正することとしております。

それでは、改正の内容をご説明いたします。議案を3枚おめくりいただきまして、新旧対照表（抄）をご覧ください。

第1条は杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正するものでございます。これまで一般職であった教育長が特別職の身分を有することとなったことに伴い、この条例の対象となる職員の定義におきまして、一般職の職員から教育長を除くこととしている規定を削除するものでございます。

次に、第2条は、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。従来の教育委員長と教育長が一本化されたことに伴いまして、教育委員会に委員長及び委員長職務代理者が置かれなくなり、教育長職務代理者を委員の中から選任することとされました。このことから、第3条の報酬の支給方法の規定に新旧対照表の2ページにございますとおり、新たに、教育長職務代理者を加えてございます。

第2条につきましては、もう1点、改正箇所がございます。議案の2枚目をお開きください。中ほどにございますとおり、教育委員会委員の報酬の額を定める別表を改めまして、委員長及び委員長職務代理者の報酬の額を削除し、新たに教育長職務代理者の報酬の額を定めるものでご

ございます。なお、教育長職務代理者の報酬の額は、現在の委員長職務代理者と同額とし、また、委員の報酬の額に変更はございません。

続きまして、新旧対照表の2ページをお開きください。第3条でございます。杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正するものでございます。行政委員会の委員が無限責任社員等となっている法人等は指定管理者となることとできないこととする規定におきまして、教育長が教育委員会の委員でなくなることに伴いまして、規定の整備を行うものでございます。また、第3条と同様に、第4条は杉並区立杉並芸術会館条例を、第5条は杉並区立産業商工会館条例を、第6条は杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例を、第7条は杉並区立保育所条例を、第8条は杉並区立公園条例を、第9条は杉並区体育施設等に関する条例を、第10条は杉並区立図書館条例を改正するものでございます。

最後に附則でございしますが、施行期日は平成27年4月1日とするほか、附則第2項から第11項までにおきましては、現行の教育長が引き続き在職する間は改正前の条例の規定が適用されることとするものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですか。

特にはご意見等ありませんので、議案第2号につきましては原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 では、異議がございませんので、議案第2号につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第3 議案第3号 「杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例」の議案を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第3号につきまして、ご説明を申し上げます。

公務において、活躍することが期待される有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するために、平成25年11月、国家公務員の配偶者同行休業

に関する法律が制定されまして、職員が外国で勤務等を有する配偶者と、生活をともにすることを可能とする休業制度である配偶者同行休業制度が設けられたところでございます。この法律の制定を受けまして、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員についても条例で定めるところにより、配偶者同行休業を認めることができることとされたため、区におきましても、配偶者同行休業制度を導入することといたしました。このことに伴いまして、杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員、いわゆる区費教員につきましても制度の対象となることから、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

それでは、条例の概要につきましてもご説明いたします。議案を1枚おめくりください。まず初めに、条例の題名ですが、「杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例」としてございます。

次に第1条は、この条例を制定する趣旨を定めております。

第2条は承認に関する規定でございます。任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができることとしてございます。

第3条は、配偶者同行休業の期間につきまして、3年を超えない範囲の期間とするものでございます。

第4条は、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由につきまして、外国での勤務、外国の大学における修学等とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、第5条は申請について定めるものでございます。

続いて、第6条は、配偶者同行休業の期間の延長の規定でございます。期間の延長は、当該配偶者同行休業を開始した日から、引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において申請することができることとしてございます。

第7条は、承認の取消事由といたしまして、配偶者が外国に滞在しないこととなったこと等を定めてございます。

第8条は、届出に関する規定でございます。

右のページにいきまして、第9条は委任に関する規定でございます、

この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定めることとしてございます。

最後に附則でございます。施行期日は平成27年4月1日としてございます。

附則の第2項は、申請その他の手続は、この条例の施行日前においてもすることができることとしてございます。

附則第3項は、杉並区職員定数条例の一部を改正するものでございまして、配偶者同行休業中の職員は定数に含めないこととするものでございます。

附則第4項は、杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、配偶者同行休業中の職員には給与を支給しないこととするものでございます。

続いて、附則第5項は、杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものでございまして、配偶者同行休業の期間は、退職手当の算定の基礎となる期間から除くものとするものでございます。

おめくりいただきまして、附則第6項でございます。杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、附則第7項は、杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、配偶者同行休業中の職員には給与を支給しないこととするものでございます。

附則第8項は、杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございまして、職員の休業に関する状況を人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項に加えるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 たくさんの内容のご説明がありました。ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、議案第3号につきましては、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 では、異議がございませんので、議案第3号につきましては原案

のとおり可決いたします。

続きまして、日程第4 議案第4号 「杉並区立子供園条例の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第4号につきまして、ご説明を申し上げます。

全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした子ども子育て支援新制度が本年4月1日から実施されるところでございます。

この新制度における保育料につきましては、施設の種別ごとに利用者の属する世帯の所得の状況を勘案して、区市町村が定めることとされたところでございます。杉並区立子供園の保育料につきましては、従前は保育の種別または時間ごとに一律の料金として定めてございましたが、新制度の対象となる施設に移行することに伴いまして、世帯の所得の状況を勘案して定めるものとし、長時間保育の保育料につきましては保育施設の保育料と、短時間保育の保育料につきましては、新制度に移行する私立保育園の保育料と、それぞれ均衡を考慮した上で改定することといたしました。このことに伴いまして、子供園の保育料を改定する等の必要があるため、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

それでは、改正の内容をご説明いたします。議案の最後から2枚目に添付した資料をご覧ください。

まず、資料1でございます。資料1が短時間保育の保育料、そして裏面の資料2になります。こちらの方が長時間保育の保育料でございます。それぞれ上段の表が現行の保育料、下段の表が改定後の保育料となっております。

まず、資料1に基づきまして、短時間保育の保育料について、ご説明を申し上げます。下段の表に記載のとおり、改正後の保育料は世帯の所得の状況ごとに区分を設けまして、それぞれの区分に応じて保育料を設定しております。なお、急激な増加を軽減するため、27年度、28年度、29年度以降と3期に分けて段階的に保育料を引き上げるものでございます。また、この条例の施行の際、在園時の保育料の額が上がる場合には、平成27年8月までの間、従前の保育料を適用する激変緩和措置を講じるものとしてございます。

続きまして、裏面の資料2に基づきまして、長時間保育の保育料について、ご説明をいたします。短時間保育の保育料と同様に、下段の表に記載のとおり、改正後の保育料は世帯の所得の状況ごとに区分を設け、それぞれの区分に応じて保育料を設定してございます。なお、従前は保育の時間ごとに4つの区分を設けておりましたが、改正後は8時間以下と8時間を超え11時間以下の2つの区分としてございます。また、短時間保育の保育料と同様に、この条例の施行の際、在園時の保育料が上がる場合には、平成27年8月までの間、従前の保育料を適用する激変緩和措置を講じるものとしてございます。

最後に附則でございますが、議案の3枚目をご覧ください。施行期日を平成27年4月1日とするほか、附則第2項から第7項までにおきましては、先ほどご説明いたしました保育料の引き上げに伴う経過措置等について定めるものとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

對馬委員 ちゃんと覚えていなくて申し訳ないのですが、例えば、3番目の子だったら減額になるとか、そういうものが、子どもの保育料にありませんでしたか。今回の子供園の保育料には全く出てきていないようなのですが、それはなかったでしたか。

特命事項担当副参事 多世帯軽減というのはございますので、今回の条例では、多世帯については、ちょっと、まだ、いろいろな少子化対策だとか、いろいろなことを総合的に考えなければいけない部分がございますので、その部分は従前どおりという状況でございます。

對馬委員 ありがとうございます。わかりました。あと、通知は保護者に直接するものなんでしょうか。子供園の子どもを通して通知した場合に、子どもたちがこの通知の内容をよくわかっていないと、割と、見せ合うではないけれども、そんなことにならないような配慮をした通知の方法をお願いいたします。

特命事項担当副参事 通知でございますけれども、保護者を通じて当然、園に説明にうかがって、この後このご審議でご同意をいただければ、まずは園長先生、それからPTA協議会、それから保護者に説明してご理解

いただくと。ですから、保護者を通じて、子どもにもという流れでございます。

對馬委員 そうではなくて、各世帯の金額が決まった後の保育料の、お宅は幾らですよと通知する時の通知というのは、子供園とかの場合は直接保護者に通知されるということによろしいのでしょうか。

特命事項担当副参事 おっしゃるとおりです。

對馬委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

伊井委員 何か知識が足りなくて申し訳ないのですけれども、ほかの区といますか、ほかの自治体との比較というか、ほかの自治体ではどんな感じになっているのかを伺ってもよろしいでしょうか。

特命事項担当副参事 激変緩和措置は、とっている区ととっていない区がございます。ここはやはり、経過措置をしっかりとって、保護者のご理解をいただくというのが我が区の考え方でございます。

伊井委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

委員長 よろしいですか。ほかには特によろしいですか。

では、ほかには特にご意見はありませんので、議案第4号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 では、異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第5 議案第5号 「平成26年度杉並区一般会計補正予算(第5号)」の議案を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第5号「平成26年度杉並区一般会計補正予算(第5号)」についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算が9事業、地方債の補正が2件となっております。

それでは、議案をおめくりいただいて、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。まず、「歳入歳出予算」についてご説明をいたします。事務事業名が「学校の支援」、「学校人事・給与事務」、「情報教育の推進」、「小学校の施設整備」、「私立幼稚園等教育支援」、「妙正寺体育館の改築」の6事業については、本年度の事業執行により、実績と

して生じた予算の残額を減額補正するものでございます。なお、「私立幼稚園等教育支援」、「妙正寺体育館の改築」におきましては、特定財源から減額となるものです。次に「小中一貫校の施設整備」ですが、こちらは「小学校費」及び「中学校費」において、特定財源における財源更正を行うものです。これは国庫支出金である「がんばる地域交付金」の収入によるものとなります。

次に2ページですが、「教育費」の総額が記載されております。教育費全体の補正前の額に今回の減額補正、6,437万6千円を減じました補正後の教育費の総額は、173億877万5千円でございます。

次のページになりますが、地方債の補正につきましては、先ほど歳入歳出予算でご説明したとおり、国庫支出金の増などによる起債対象額の確定による記載発行限度額の減額となっております。

議案第5号につきましての説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特にご意見等ありませんので、議案第5号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 では、議案第5号につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第6 議案第6号 「平成27年度杉並区一般会計予算」の議案を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第6号 「平成27年度杉並区一般会計予算」について、ご説明をいたします。

議案をおめくりいただきまして、1ページ目の平成27年度予算編成に関する基本方針をご覧ください。平成27年度予算は、区民とともに策定した基本構想の実現に向けた取組を加速させるため、「総合計画・実行計画」の新たなスタートの年と位置づけ、新年度予算を少子高齢社会へのチャレンジ予算と名づけました。そして、昨年、改定されました杉並区総合計画の第2段階の初年度として、目標達成に向け、計画事業の着実な推進を図るとともに、区民生活の実態や地域特性の把握、「区立施

設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン」、「協働推進計画」や「行財政改革推進計画」を踏まえ、「安全・安心の向上」、「みどりとにぎわいの創出」、「健康長寿の推進」、「次世代支援の充実」などの重点的な政策課題について精力的に取組を推進することなどを基本方針として編成されております。

5 ページをご覧ください。こちらが区全体の「財政計画」でございます。その隣の6 ページになりますが、教育費における歳入予算となっております。前年度と比べますと、新泉・和泉地区の施設一体型小中一貫教育校の校舎建設工事が完了したことに伴う、国庫支出金特別区債の減などにより、26億円余のマイナスとなっております。

その次にいきまして、7 ページですが、歳出予算の「款別集計表」でございまして、区全体では前年比38億2,200万円、2.4%の増額予算となっております。7 款の「教育費」におきましては、24億6 千万円余、14.3%の減となっております。これは、先ほども申し上げたとおりでございますが、新泉・和泉地区の施設一体型小中一貫教育校の校舎建設工事の完了等によるものでございます。

続きまして、8 ページでございますが、地方債としては妙正寺体育館の改築について、地方債を発行するものです。妙正寺体育館建設工事に充当する経費となっております。

またおめくりいただいて、次に9 ページですが、上段には、施設整備基金繰入金や起債を財源充当した事業の一覧が、そして下段には、次世代育成基金の充当事業一覧がございまして、次世代育成基金充当事業につきましては、平成27年度小笠原自然体験交流事業及びオーストラリア・ウィロビー市への中学生海外留学事業などについて、一層の内容の充実を図っていくものでございます。

10ページから11ページですが、こちらは教育費の中の事業別一覧で、全事業を前年度との比較で掲載しているものでございます。

続きまして、12ページ以降でございますが、教育費の主な事業内容についてご説明をいたします。まず、12ページからですが、「新規・臨時事業」となります。新泉小学校の跡地活用や、ネット被害防止、また、次世代型科学教育の推進のための費用を計上しております。科学博覧会事業では、多様な体験型ブースを展示し、身近な科学実験等を体験できる「（仮称）サイエンス・フェスタ」や、科学技術館等で実施された特

別展を夏休み期間等に区立施設に招致するための費用、また、サイエンス・コミュニケーション事業として、子ども、大人、親子などを対象とした科学講座や科学ワークショップなどの費用を計上しております。

次に13ページからの「投資事業」ですが、本年4月に開校する新泉・和泉地区の施設一体型小中一貫教育校では校庭整備工事等に係る経費、高円寺地区の施設一体型小中一貫教育校では基本設計に着手をし、平成31年度の開校を目指してまいります。また、中学校においては、特別教室にエアコンを設置し、教育環境の充実を図ってまいります。

続きまして、15ページになりますが、妙正寺体育館の改築では、平成26年度に改築工事に着手しておりますので、平成28年度の開設を目指しているところでございます。

次に16ページからの「主な既定事業」について、新たな取組を中心にご説明をいたします。16ページをご覧ください。まず、「特別支援教育」では、全ての小学校で特別支援教室を実施することを目指し、平成27年度はモデル事業を小学校7校に拡大するほか、引き続き、特別支援学級介助員、通常学級支援員等の配置など、特別支援教育の環境整備に努めてまいります。

次に「児童・生徒の健康推進」では、アレルギー対策の強化を図るため、アレルギー対応ホットラインを開設いたします。これは、区立小中養護学校における児童・生徒のアレルギー症状に対応するため、河北総合病院に設ける専用電話により、アレルギー症状の対応に係る相談、助言と、救急搬送の受け入れ確保を目的としたものです。

次に17ページに参りまして、一番上です。「情報教育の推進」では、中学校のコンピュータ教室の機器の入れ替えを行うとともに、新たに研究校として小学校1校にタブレットパソコンを導入するなど、児童・生徒一人ひとりが情報端末を幅広く利用していける環境の整備を一層進めてまいります。

次に「通学路の設置管理」ですが、今年度に引き続きまして、小学校通学路に1校あたり5台程度の防犯カメラを設置し、通学路の安全を確保してまいります。平成27年度は12校で設置をいたします。

それから、17ページの一番下ですが、「教育相談等運営」では、不登校の中学生を対象とした適応指導教室を増設するとともに、居場所的な機能を持たせ、支援を充実してまいります。

18ページになりますが、「学校教育への支援」では、理科出前授業や、移動式プラネタリウムを実施し、子どもたちの理科に対する興味関心を高め、科学的な思考力や表現力がさらに向上するように努めてまいります。

その下の方の「小学校の移動教室」。この、小学校の移動教室では新たに入場料等を公費負担とし、保護者の負担軽減を図ってまいります。

次の19ページになります。一番上ですが、「中学校の移動教室」では、特別支援学級のスキー教室におけるスキーインストラクター派遣委託料を一部公費負担とし、保護者の負担軽減を図ってまいります。

少し飛びまして、21ページになります。「スポーツ推進計画」では、スポーツアカデミーの運営により、地域スポーツを支える人材の育成を図るほか、総合型地域スポーツクラブの支援を行い、区民にとって、スポーツ運動がより身近になる環境づくりを目指してまいります。なお、債務負担行為につきましても、新規のものはございませんが、平成26年度中に債務負担行為を設定したものについては、最後のページに支出予定額等に関する調書をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。議案の朗読は参照させていただきます。

委員長 多岐にわたる項目のご説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの「平成27年度杉並区一般会計予算」のご説明につきましても、ご質問、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

この移動式プラネタリウムというのは、操作は誰がするのですか。

済美教育センター所長 今、科学館にいる指導員が済美教育センターの方に指導してまいりまして、以下サポートチームということで、学校に行くと、教員とともにTT（チーム・ティーチング）という形で指導していく。当初は多分、指導員が操作するのですけれども、将来的には教員も操作ができるようになって指導ができればいいかなというふうに考えております。

委員長 これも教室で道具的な形で理科室でドーム的なものをつくってという形ですか。

済美教育センター所長 体育館です。非常に大きいので、ちょっと大きさは今、具体的に何メートルかは覚えていないのですけれども、直径7mですので、体育館の中でドームを広げて実施という形、クラスごとに実

施となります。

委員長 今もかなり精巧な形での機器になっているのではないかと思いますのでけれども、それは楽しみですよ。これは要するに1台という形になるのですか。

済美教育センター長 1台で、それを今、時間割がうまくいくよう、学校と詰めていまして、次年度、学校に持って回って設置をしてみせるという形を考えています。

委員長 わかりました。うまく成果として上がってくれば、もう1台。そうは簡単にいかないのかなと思うのですけれども。そのぐらいあると、より身近になってくるかなというふうに思いますけれども。ありがとうございました。

ほかには特によろしいですか。

折井委員 16ページの「児童・生徒の健康推進」の「アレルギー対策強化」ということで、「アレルギー対応ホットラインの導入」、河北病院にご協力をいただくということで、専門家にすぐに聞いて、場合によっては受診もすぐにできるということで、とても保護者の方にとっては安心になるのかなというふうに思うのですけれども、これは学校で何かアレルギーのトラブルがあった時には、基本的に河北病院に行くということではないのですよね。最寄りの病院に行くということが前提になっているわけですか。

学務課長 おっしゃるとおりです。まず第一に、重症化しないように、アレルギーかどうかわからない、それをまず、ホットライン、専用回線を設けますので、その相手方は河北病院のアレルギー専門医が持つということで、重症化しないうちに適切な対応、病院に運ぶのかどうするのか。救急車を呼ぶことになると、それはもう、救急隊員の判断になりますので、当然、重症であれば救命センター、3次救急ということになりますので、必ず河北病院に運ぶということではございません。

折井委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。ほかに。

伊井委員 今の折井委員の発言に追加してなのですけれども、ホットラインを利用できるのは、保護者の方でもどなたでもということでしょうか。学校ということでしょうか。

学務課長 学校ということですよ。

委員長 よろしいですか。

折井委員 ということは、保護者の方にこのホットラインのことは周知をしないということでしょうか。

学務課長 このホットラインについての周知は当然いたします。アレルギーをお持ちのお子さんについては、十分な相談をした上での入学、転入ということになりますので、当然、主治医の先生と相談してほしいとか、いろいろなケースが予想されますので。このホットラインの細かい仕組みですとか、当然、電話番号ですとか、そういうことはお伝えいたしません。

委員長 よろしいですか。ほかにご意見等はいかがでしょうか。特にはいいですか。

伊井委員 3 ページのところの「待機児童解消に向けた取組」というところで、「担当部局を超えた全庁的な対応が必要であり」ということで、ここを拝見して、全庁的にこのことに取り組んでいただけるということ、このような取組に関して、考え方といいますか、本当によろしくお願ひしますというか、私は感動しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

庶務課長 期待に応えられるように頑張っております。

委員長 よろしいですか。

移動教室の入場料等の保護者負担軽減とあるのですが、これは学校ごとに、例えば、参観する場所とか、それぞれ違ってくるのではないかと思います。そういう学校もあるのではないかと思います。ですので、それも全部、全て対応するという形になるのですか。

学務課長 おおよそ、大体、1校、富士学園で約3千円で、弓ヶ浜の方が3千円と平均の数字で大体、落ち着いているのですね。だから、今までどおり、各学校のプログラムでやっていただいても、大体、その額の前後だろうということですので、特別にオプション的なものをやるとか、そういう場合については、ちょっと協議をさせていただき進めていきたいというふうに思っております。

委員長 なるほど、すごいなと思うのですが、例えば、雨天などの場合には急遽、計画する場所が新たに増えるとかということも出てくるのではないかと思いますし、今みたいに、学校によっては、特別にこれを見たいのだというようなことが出てきた時に、これはOKでこっちはだめだ

というようなことというものは出て。そんなことはないのですかね。

学務課長 通常の計画案を事前に出して、全校で調整させていただきますので、天候等による対応は緊急的な対応で、できるだけ、予算の範囲で柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

委員長 本当に、そういう意味では、保護者の人たちも大変、喜ぶ部分なのではないかなというふうに思いますけれども。すごいなというふうに改めて思っていました。

ほかにいかがですか。特によろしいですか。

では、特にご意見等はありませんので、議案第6号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 では、異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたします。

以上で予定されておりました日程は、全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会を閉会させていただきます。

長時間ありがとうございました。